

◎新潟県告示第81号

新潟県薬物の濫用の防止に関する条例（平成26年新潟県条例第88号。以下「条例」という。）第17条第1項の規定により、知事指定薬物が次のとおり指定の効力を失ったので、同条第2項の規定により告示する。

令和4年2月1日

新潟県知事 花 角 英 世

1 失効する知事指定薬物の名称

- (1) 1 - { 1 - [1 - (4 - ブロモフェニル) エチル] ピペリジン - 4 - イル } - 1 , 3 - ジヒドロ - 2 H - ベンゾ [d] イミダゾール - 2 - オン（通称名：B r o r p h i n e）及びその塩類
- (2) 5 - (シクロヘキシルメチル) - 2 - (2 - フェニルプロパン - 2 - イル) - 2 , 5 - ジヒドロ - 1 H - ピリド [4 , 3 - b] インドール - 1 - オン（通称名：C U M Y L - C H - M E G A C L O N E、C U M Y L - C H M E G A C L O N E、C H M - S G T - 1 5 1）及びその塩類
- (3) メチル = 2 - [7 - アザ - 1 - (5 - フルオロペンチル) - 1 H - インドール - 3 - カルボキサミド] - 3 , 3 - ジメチルブタノアート（通称名：5 F - M D M B - P 7 A I C A）及びその塩類

2 失効の理由

当該知事指定薬物が条例第2条第1項第6号に規定する薬物に該当するに至ったため。

3 失効年月日

令和4年1月29日

4 罰則の適用

条例第26条から第30条までの規定は、当該知事指定薬物の指定の失効前にした行為についても、これを適用する。